

Ubuntu Proサービス利用約款

第1条 (目的)

1. 弊社は、Ubuntu Proサービス利用約款（以下「本約款」という）に基づきUbuntu Proサービス（以下「本サービス」という）をお客様に提供します。お客様は本約款を遵守して本サービスを受けるものとします。

第2条 (用語の定義)

1. 本約款において、次の各号の用語の意味はそれぞれ次のとおりとします。
 - (1) 「管理者」とは、お客様が選任する本サービスに関する管理者をいいます。
 - (2) 「保存データ」とは、お客様が本サービスを利用することによって弊社に保存されたデータをいいます。
 - (3) 「本契約」とは、本約款に基づきお客様と弊社との間で成立するサービス利用契約をいいます。

第3条 (サービス仕様)

1. 本サービスの内容は、Ubuntu Proサービス要綱に定めるものとします。
2. 弊社は、サービス要綱を弊社が指定する方法により公開または提示するものとします。お客様は、弊社に対してサービス要綱の内容の開示を請求することができます。

第4条 (提供地域)

1. 本サービスの提供地域は日本国内と定めるものとします。

第5条 (有効期間)

1. 本サービスの有効期間は「サービス証書」に記載された契約開始日から契約終了日までとします。

第6条 (管理者の選任)

1. 本サービスの利用にあたり、お客様はあらかじめ管理者を選任し、弊社に届け出るものとします。管理者が交代したときは直ちに弊社に書面で通知するものとします。
2. 弊社は、管理者へ通知することで、お客様への通知が行われたのと同等の効果があるものとみなすものとします。
3. お客様は、管理者からのみ本サービスに関する申告等を弊社に対して行うことができます。管理者以外の者から行われた申告等は、弊社においてこれを受理しないことができるものとします。

第7条 (環境設定)

1. 本サービスを利用する為に必要な端末等の購入および設定は、お客様の責任と費用で行うものとします。

第8条（データ等の取扱い）

1. お客様が管理するデータ（保存データを含む）の滅失、漏洩、または本サービスで予定されている目的以外への使用があり、その結果発生する直接間接の損害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。
2. 弊社は、保存データの複写保管を行う場合があります。
3. 弊社は、第12条（お客様からの契約解除）又は第13条（弊社からの契約解除）による本契約の解除があったときは、保存データを削除します。この場合において、弊社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、弊社はお客様又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

第9条（協力会社）

1. 弊社は、本サービスの提供にあたり、協力会社（以下「再委託先」という）に再委託することができるものとします。
2. 弊社は、再委託先に対し、本約款における弊社の義務と同等の義務（守秘義務および個人情報の取扱いに関する義務を含む）を課すものとします。弊社は、再委託先の行為について、自己の行為と同様にお客様に対して責任を負うものとします。

第10条（情報の変更）

1. お客様は、法人名又は所在地について変更があったときは、そのことを速やかに弊社に届け出るものとします。
2. 前項の届け出に対し、弊社から事実を証明する書類の提出を依頼された場合、お客様は速やかに提出するものとします。

第11条（契約内容の変更）

1. お客様および弊社は、本契約の内容を個別に変更する場合は、双方の正当な権限を有する代表者が記名・押印または署名する書面により行うものとします。
2. 本約款の変更については、第32条（定型約款の変更）の定めによるものとします。

第12条（お客様からの契約解除）

1. お客様は、当社所定の方法により、契約期間中であっても本契約の解約を申し出ることができます。
2. 本サービスは、契約時にお客様が選択した1年、2年又は3年（初回契約に限り1年1ヶ月から2年11ヶ月の間）の利用期間を単位として提供されるものとします。当社がCanonical社その他の第三者に対して本サービスの提供に必要な発注を行った後は、当該契約に関するキャンセル、利用期間の変更その他契約内容の変更はできないものとします。お客様が前項の利用期間の満了前に本契約を解約した場合であっても、当社は、既に受領した利用料金について、日割り、月割りその他いかなる方法による返金も行わないものとします。
3. 前二項の規定にかかわらず、当社の故意又は重過失により本契約が終了した場合、その他法令上返金

が必要となる場合には、前項は適用しないものとします。

4. 前各項に定めるほか、本契約の終了に関する手続その他必要な事項は、当社が別途定める方法によるものとします。

第13条（弊社からの契約解除）

1. お客様が第15条第1項各号に該当する事由を生じさせた場合、弊社は通知または催告を行い、当該事由が是正されずに通知または催告から1ヶ月経過したのち、本契約を解除することができるものとします。
2. お客様が次の各号に該当した場合は、弊社は何時でも通知催告を要せずに本契約を解除できるものとします。
 - (1) 実際に従業員、事務所等が存在せず実質的に業務が停止していると認められるとき
 - (2) 差押え・仮差押え・仮処分・強制執行等を受けたとき
 - (3) 支払の停止があったとき、または破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、もしくは特別清算開始の申立てがなされたとき
 - (4) 解散もしくは事業が廃止になったとき
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (6) 第20条（反社会的勢力の排除）に違反したとき
3. 前各項のほか、お客様の行為または状況が本サービスの安全かつ安定的な提供に具体的な支障を生じさせ、または生じさせるおそれが客観的に認められる場合、弊社は通知催告を要せずに本契約を解除することができるものとします。

第14条（禁止行為）

1. お客様は、本サービスの利用にあたり、次の各号の定めに従うべき行為を行わないものとします。
 - (1) 法令に違反する、またはその恐れのある行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (2) 個人情報等を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、またはそれに類似する行為。
 - (3) 弊社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはその恐れのある行為。
 - (4) 弊社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはその恐れのある行為。
 - (5) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (6) 弊社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはその恐れのある行為。
 - (7) その他、本契約に違反する行為。
2. お客様が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとき弊社が判断した場合、弊社は、第15条第1項に定める利用停止措置を行うほか、弊社がお客様の違反行為により被る損害の補償および費用等をお客様に請求することができるものとします。

第15条（サービスの停止）

1. 弊社は、お客様が次の各号に該当する場合には、本サービスの一部または全部の提供を停止することがあ

ります。弊社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、サービス停止に伴いお客様に損害が生じても弊社は責任を負わないものとします。

- (1) 第14条（禁止行為）に記載される行為を行った場合
 - (2) その他、本契約に違反した場合
 - (3) その他、弊社が利用上不適当と判断する行為を行った場合
2. 弊社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその旨および理由、利用停止をする日および期間を管理者に通知します。通知方法は弊社が選択し、通知の発信によりその効力が生ずるものとします。ただし、弊社の責めに帰すべき事由により通知が管理者に到達しなかった場合はこの限りではありません。なお、緊急やむを得ない場合は事前通知を省略することができます。

第16条（サービスの廃止）

1. 弊社は、本サービスの一部または全部を何時でも廃止できるものとします。
2. 弊社は、弊社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスの一部または全部の廃止により、お客様が何らかの損害を被った場合においても、一切の責任を負わないものとします。
3. 弊社の都合によりサービスを廃止する場合、弊社は既に入金された利用料金のうち、廃止日の翌日以降の残存期間に相当する額を日割り計算で返還するものとします。

第17条（サービスの廃止通知）

1. 本サービスの一部または全部を廃止する場合、廃止する1ヶ月以上前にお客様に対して弊社は通知を行います。通知方法は弊社が選択し、通知の発信によりその効力が生ずるものとし、通知がお客様に到達したか否かはその効力に影響がないものとします。
2. お客様が予期し得ない事由または法令、天災等の止むを得ない事由で、サービス廃止する場合において1ヶ月以上前の通知が不能な場合は、弊社は事後に速やかにお客様に対して通知をしなくてはならないものとします。

第18条（利用料金の支払義務）

1. 弊社が提供する本サービスの利用料金は、サービス証書の料金とします。
2. 弊社は、本サービスの提供が開始された場合は、サービス開始月末日までに利用料金および消費税・地方消費税相当額（小数点以下は切り捨てとする）を請求します。
3. お客様は、弊社からの支払請求書に基づき、請求書発行日の翌月末日（以下「支払期日」といい、末日が金融機関の休業日にあたる場合は直前の営業日とする）までに、弊社の指定する銀行口座に円貨で振り込むことにより支払うものとします。

第19条（延滞利息）

1. お客様が支払期日までに利用料金等を支払わない場合、お客様は弊社に対して、支払期日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、支払い遅延金額に対し年利8.25%の割合で計算した額を遅延利息

として支払うものとします。

第20条（反社会的勢力の排除）

1. お客様および弊社は、現在および将来にわたって、自己または自己の役員が暴力団、暴力団の構成員、暴力団の関係企業その他の反社会的勢力でないことを表明し保証するものとします。

第21条（自己責任の原則）

1. お客様が、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、弊社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、自己責任でこれを解決するものとし、弊社は、一切の責任を負わないものとします。

第22条（責任の制限）

1. 本サービスの提供において、弊社の責めに帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合は、第23条の規定にかかわらず、通常生ずべき損害に限り、当該損害が発生した月の利用料金を上限として賠償するものとします。

第23条（免責）

1. 弊社はお客様が本サービスを通じて得る情報・データの完全性、正確性、確実性、有用性等に関して保証しないものとします。第22条に定める場合を除き、弊社は当該情報・データに起因する損害について賠償責任を負わないものとします。
2. 弊社は本サービスの遅滞、停止、変更、中止、廃止、または保存・提供される情報・データの喪失、流出に関連して発生したお客様の損害について、第22条に定める場合を除き、賠償責任を負わないものとします。

第24条（使用条件）

1. 弊社は、本サービスの提供にあたり、第三者（以下、「権利者」という）が権利を有する対象製品を使用することができるものとします。

第25条（守秘義務）

1. お客様及び弊社は本契約に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上またはその他の業務上の機密情報（以下、「機密情報」という）を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。
 - (1) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合
 - (2) 知り得た後、自己の責によらず公知・公用となっている場合
 - (3) 知り得た時点で既に取得済みの場合
 - (4) 自ら独自に開発した場合
 - (5) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合

- (6) 法令または権限のある公的機関の要請により、必要最小限の範囲で開示または提供が求められた場合
 - (7) 訴訟、調停その他の法的手続において必要最小限の範囲で開示が必要な場合
 - (8) 本サービスの提供のために必要最小限の範囲で第9条に定める再委託先に対して開示する場合
2. 次の各号のいずれかに該当する場合、お客様の同意を得ずして必要最小限の情報を弊社が利用する場合があります。
- (1) 弊社が本サービスを提供するために必要な場合

第26条（個人情報の取扱い）

1. お客様または弊社は、相手方から開示を受けまたは本契約上知りえた個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）について、個人情報保護法に基づく適切な安全管理のもとに取り扱うものとし、第三者に対して一切開示または漏洩してはならないものとします。また、個人情報について、相手方の書面による事前の承諾なくして複製、改変してはならないものとします。

第27条（譲渡・再販の禁止）

1. お客様は、本サービスの提供を受ける権利等の本約款上の権利を、弊社の許可なく第三者に譲渡、再販売することができないものとします。

第28条（存続条項）

1. 本契約が終了した後も、次の各条の規定は引き続き効力を有するものとします。
- 第8条（データ等の取扱い）、第12条第2項（未履行債務の存続）、第18条（利用料金の支払義務）、第19条（延滞利息）、第21条（自己責任の原則）、第22条（責任の制限）、第23条（免責）、第25条（守秘義務）、第26条（個人情報の取扱い）、第28条（本条）、第29条（協議事項）、第30条（準拠法）、第31条（所轄裁判所）

第29条（協議事項）

1. 本約款に定めのない事項および疑義ある事項については、両当事者は信義に基づき誠実に協議して解決するものとします。

第30条（準拠法）

1. 本契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第31条（所轄裁判所）

1. 本サービス利用に関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判

所として紛争解決するものとします。

第32条（定型約款の変更）

1. 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合、お客様の個別同意を得ることなく本約款を変更することができるものとします。
 - (1) 本約款の変更がお客様の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本約款の変更が本契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、本条の規定により本契約を変更することがある旨の定めの有無及びその他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 弊社は、前項の規定により本約款を変更する場合、変更後の本約款の効力発生時期を定め、かつ、次の事項を、効力発生時期までに、インターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとします。
 - (1) 本約款を変更する旨
 - (2) 変更後の本約款の内容
 - (3) 変更後の本約款の効力発生時期
3. 前項の規定に基づき周知された変更は、効力発生時期以後に本サービスを利用するお客様に対して適用されるものとします。

以上